

議案第 66 号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和 8 年 6 月 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例  
甲府市市営住宅条例（平成 9 年 9 月条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表中

「

45	山城南団地 第一	東下条町463番地	簡易耐火ブロック 造2階建 1戸 40.375㎡	6戸
45	山城南団地 第二	東下条町463番地	簡易耐火ブロック 造2階建 1戸 40.375㎡	6戸
46	南西団地第 七	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸 46.428㎡	32戸
46	南西団地第 八	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸 44.062㎡	24戸
46	山城南団地 第三	東下条町463番地	簡易耐火ブロック 造2階建 1戸 40.375㎡	6戸
46	山城南団地 第五	東下条町463番地	簡易耐火ブロック 造2階建 1戸	4戸

			40.375 m <sup>2</sup>	
47	南西第二団地第一	下石田二丁目16番	中層耐火構造4階建 1戸 49.41 m <sup>2</sup>	24戸
47	南西第二団地第二	下石田二丁目16番	中層耐火構造4階建 1戸 49.41 m <sup>2</sup>	16戸
47	山城南団地第六	東下条町463番地	簡易耐火ブロック 造2階建 1戸 40.50 m <sup>2</sup>	6戸
47	山城南団地第七	東下条町463番地	簡易耐火ブロック 造2階建 1戸 40.50 m <sup>2</sup>	6戸
47	山城南団地第八	東下条町463番地	簡易耐火ブロック 造2階建 1戸 40.50 m <sup>2</sup>	6戸
48	南西第二団地第三	下石田二丁目18番	中層耐火構造5階建 1戸 52.63 m <sup>2</sup>	30戸
48	南西第二団地第四	下石田二丁目18番	中層耐火構造5階建 1戸 52.63 m <sup>2</sup>	30戸
48	南西第二団地第五	下石田二丁目18番	中層耐火構造5階建 1戸 52.63 m <sup>2</sup>	30戸
48	山城南団地第九	東下条町463番地	簡易耐火ブロック 造2階建 1戸 43.74 m <sup>2</sup>	8戸
48	山城南団地第十	東下条町463番地	簡易耐火ブロック 造2階建 1戸 43.74 m <sup>2</sup>	6戸
48	山城南団地第十一	東下条町463番地	簡易耐火ブロック 造平屋建 1戸 44.47 m <sup>2</sup>	5戸

を

4 6	南西団地第七	上石田四丁目 1 9 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 6 . 4 2 8 m <sup>2</sup>	3 2 戸
4 6	南西団地第八	上石田四丁目 1 9 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 4 . 0 6 2 m <sup>2</sup>	2 4 戸
4 7	南西第二団地第一	下石田二丁目 1 6 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 9 . 4 1 m <sup>2</sup>	2 4 戸
4 7	南西第二団地第二	下石田二丁目 1 6 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 9 . 4 1 m <sup>2</sup>	1 6 戸
4 8	南西第二団地第三	下石田二丁目 1 8 番	中層耐火構造 5 階建 1 戸 5 2 . 6 3 m <sup>2</sup>	3 0 戸
4 8	南西第二団地第四	下石田二丁目 1 8 番	中層耐火構造 5 階建 1 戸 5 2 . 6 3 m <sup>2</sup>	3 0 戸
4 8	南西第二団地第五	下石田二丁目 1 8 番	中層耐火構造 5 階建 1 戸 5 2 . 6 3 m <sup>2</sup>	3 0 戸

に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

老朽化した市営住宅を廃止するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。